

2026年度事業計画(案)

(自2026年4月1日 至2027年3月31日)

1. 基本方針

1. 地域文化の調査、記録、情報の活用・発信、「つたえる」機会の提供、「つなげる」活動の支援に継続的に取り組む
2. 八十二グループマテリアリティ「豊かな暮らしの実現」「活気ある街づくり」実現に欠かせない「地域文化への関心と理解」をグループ役職員に広める活動を強化する
3. 限りある経営資源を最大限活用して使命を果たしていくため、八十二グループのほか、文化施設や文化関連諸団体との共同企画、運営などを増やしていく
4. 財団法人の使命として、県内各地域での事業活動を志向し、広く県民との接点を増やし、友の会会員増強にもつなげる

2. 活動テーマ

1. 現代の新しい地域文化の調査や発信に挑戦する。時代とともに変化を遂げて継承されている伝統的な文化を含む
2. 文化財団40年の中で、地道に継続してきた調査、情報蓄積と発信、教養講座などの事業は着実に継続しつつ、デジタル化など運用の効率化と利用価値の向上に取り組む
3. 長野県150周年にあたり、県史編纂などに積極的に協力するとともに、県歌制定60周年を迎える「信濃の国」を3年間の共通テーマに据えて、各事業を企画展開する

3. 調査研究事業

信州の 自然・歴史・地理的特徴、地場産業、伝統芸能、生活風俗、人物 など地域独自の文化を調査・研究し、記録として残すとともにその成果を発表する

(1) 機関誌『地域文化』の編集・発行(年4回 夏号・秋号・冬号・春号)

ア. 中計基本方針や活動テーマの基本方針に則り、地域文化の調査や発信を行う

イ. 主要テーマ

(ア) 県誕生150周年(2026年)に因む長野県の魅力を探る

(イ) 県民共有の象徴文化である県歌「信濃の国」の歌詞にある県内各地の歴史文化伝統や偉人などの視点から、長野の魅力について採り上げる

(2) 財団の「活動テーマ」(上記2)に沿った調査の実施

ア. 機関誌『地域文化』での報告(3回)

イ. 「信濃の国」に歌われた名勝地など「歌枕」から見た長野県の魅力ほか

(3) 県民意識調査の実施

ア. 10年に1回実施する調査(前回は2016年、「長野県の郷土と文化」刊行)

イ. 信州大学と連携して長野県全域で実施する

ウ. 従来の項目に加え、県歌「信濃の国」や郷土食に関する質問などを実施する

エ. 調査結果は、2027年以降に随時報告する(書籍は刊行せずデータを公表する方向)

(4) 刊行物の改訂等への対応

ア. 「長野県の文化財(長野県文化財総合目録)」

次の項目を検討し、所用期間とコストを確定する。

(ア) 『目録』を文化財データベースから出力可能とするなどシステム改修による刊行物の廃止

- (イ) 県・市町村による確認手法や確認に要するスケジュール
- イ. 「伝承文化ハンドブック」改訂着手
 - 改訂形態、信州の伝統芸能（無形民俗文化財）にかかる新規調査手法を検討し、確定する
 - (ア) 形態：「冊子のまま後記（イ）をふまえた構成の変更」または、「文化財データベースからの出力のみ（冊子廃止）」など
 - (イ) 調査手法：外部機関・有識者と連携した調査の導入（伝統芸能の伝播を時系列的、空間的に整理する）

(5) 文化財情報（データベース）

- ア. 県内文化財情報の継続的なメンテナンス
- イ. 画像未掲載文化財の画像データの収集

(6) 文化施設情報

- ア. 県内文化施設情報の継続的なメンテナンス、提携先情報フォローアップ
 - 未掲載施設を調査・情報収集するとともに、提携を促進する
- イ. 提携文化施設「催しのご案内」発行 6回（偶数月）
 - 「探訪」コーナーでは、新規提携施設などを採り上げる
- ウ. 「提携文化施設ガイドブック」廃止と「簡易版冊子」の作成・配布開始（6月）
 - 入会特典である「ガイドブック」につき、3年に1回の改定で変更（料金改定や提携解除など）が反映されず、利便性が低下しているため廃止する。今年度から毎年、ガイドブックの内容を網羅した「簡易版冊子」を作成し、会員向けに配布する
- エ. 県との連携
 - 財団が提携文化施設から収集し、発信している催事情報と施設情報を県に提供する
 - 長野県の「文化情報発信力強化事業」に協力する等、県民文化部との連携を維持していく

(7) 財団保有資料整理

- 資料保管スペースの圧縮や円滑な検索をはかるため、財団保有資料をデータ化して保存する方法や廃棄方針を検討・決定したうえ、資料を廃棄する

(8) 貨幣展示の活用

- ア. 子供、親子向け貨幣教室の実施（夏休みに合わせ7月末～8月複数回開催）
- イ. 解説向上のしくみ作り（解説者養成、解説ガイド作成、資料メンテナンス）
- ウ. 外部との連携（銀行と連携した出張貨幣教室、外部施設・外部団体を活用した展示）

(9) 外部機関と連携した地域の文化継承・振興事業

- 文化庁の地域の食文化振興助成事業に応募し、採択された場合は、一般財団法人長野経済研究所と連携して、調査・振興事業などを実施する

4. 教養研修事業

- 地域文化の掘り起こし・伝承や文化芸術活動を行なっている人々への支援等を考慮しながら、多様化する文化への希求に対応し、新しいジャンルや開催手法に取組みつつ、地域バランスも考慮して県下各地で各種事業を開催する

(1) ロビーコンサート 7回（原則、隔月開催）

- 長野県に所縁の音楽家、次世代を担う音楽家の紹介と育成の場となるよう演奏機会を提供するとともに、地域の皆様に気軽に生演奏に接していただくことを目的に、八十二別館ロビーにて開催する

(2) 教養講座 期初計画数33回

- ア. 受講者数などの開催実績、聴講者アンケートなどを踏まえながら各地域の特徴を考慮し、開催場所および県民のニーズに合った講座を企画・開催する

- イ. 提携文化施設や他団体（信濃史学会・図書館協会）、自治体、八十二Gとの連携を図り、共催催事を増加させていく
- ウ. 時間・場所等の制約のない催事開催・情報発信（夜間・休日開催、WEB生配信、デジタルアーカイブ化など）を年度内に順次、検討・実現していく

(3) 文化講演会 下期に1回

当財団のプレゼンス向上を期して、文筆家等の文化人の講演会を企画・実施する

(4) 企画展の開催（ギャラリー82）

- ア. 春の企画展「第6回メタモルフォーシス展」（5月～6月、県内の若手芸術家支援）
- イ. 夏休み子どもイベント「らんま先生 eco 実験パフォーマンス」（8月、環境保護をテーマ）
- ウ. 他機関との連携事業
 - (ア) 秋の特別展「小山敬三展」（10月、小諸市立小山敬三美術館と連携）

(5) 「ウィンドウ・ギャラリー」の作品展示

八十二別館1階の南側ウィンドウを利用し、展示作品は立木彫刻を中心に適宜入替を行いながら、長期展示を目指す（前年同様に、「高橋敬造 きしり彫 - かたちと心」展を継続予定）

5. 施設運営管理受託業務

銀行からの受託事業であり、公益目的事業としてより多くの人々が利用、活用できるよう、新規利用者の開拓・リピーターへの新たな利用切口の提案などにより稼働率の維持向上を図りながら運営・管理していく。また、「ギャラリー」については、県内芸術家支援のための企画展や障がい者アートを目的とした展覧会の主催（共催）を通じて、知名度向上につとめる

(1) 「ギャラリー82」の運営管理

- ア. 主に長野県内で創作活動をしている人々に作品発表の場を提供する
- イ. 空室防止のため、定例展・自主企画展の開催や継続利用の勧誘などの利用促進策を進める
- ウ. 当館の稼働状況や市中ギャラリーの動向などを勘案し、必要に応じて料金改定を検討する

(2) 「ギャラリープラザ長野」の運営管理

- ア. 財団の自主企画として開催してきた環境保護関連の写真・パネル等の企画展示「環境展」を継続開催するとともに、継続利用者中心に利用促進する
- イ. 再開発や耐震補強工事などで、建物の利用が制約される可能性がある旨の了解を求めている

(3) 「スペース82」運営管理

長野県金融史、貨幣の歴史を常設展示する企業博物館として一般公開（予約制）

(4) 「ライブラリー82」運営管理

地方史、製糸関係資料等、県内関連中心に希少な図書資料を保有する資料室として、閲覧や貸出しに応じていく（予約制）

6. 広報事業

地域文化の情報発信センターとして様々な文化情報を提供するとともに、八十二文化財団の活動を広く情報発信していく

(1) 「八十二文化財団公式ウェブサイト」の活用

- ア. 当財団が蓄積している文化財、文化施設、郷土資料等の情報を提供する（データベース検索）
 - イ. 「催し」、「ギャラリー」、「文化財」、「文化施設」、「所蔵図書」、「お金の歴史」、「調査研究活動」、「助成事業」などのページを随時更新する
- (注) 利便性の向上や合理化を図るためのリニューアルを年度内に具体化する

(2) 「Facebook」の運営

教養講座や展示会など各種催しの案内と実施報告、助成事業の実施報告、財団刊行物の販売促進、友の会への入会促進等、財団事業を幅広く紹介する

(3) 催しのご案内「集い」の発行 6回

7. 助成事業

次代を担う子供達（児童・生徒）のより良い教育環境の充実に資するため、地域文化継承活動を地域が一つとなって支援していく活動資金の一部を助成する

(1) 対象先

長野県内の小中学校及びその文化継承活動を支援する地域内の一般団体

(2) 助成対象となる活動

小中学校が主体となり、地域の個人・団体との連携により行われる以下に該当する文化教育活動

- ① 地域に根差した伝統文化、民俗芸能、郷土の歴史、郷土の食文化等の保存と伝承
- ② 子供達（児童・生徒）の地域の文化活動を目的とした、まちづくり、自然保護、環境保護のための活動等

(3) 助成額

総額100万円、1口最大10万円（必要経費内）

(4) 助成手続き

- ①事務局にて申請内容を精査し、審査委員会の選考を経て決定する
- ②助成を受けた事業の実績報告書の提出を受ける

(5) 文化継承活動の情報収集の展開

文化継承活動の情報ストックを行い、機関誌「地域文化」やフェイスブックへ記事として掲載する

8. 「友の会」会員増強と運営

- (1) 各事業活動の機会とその魅力を通じて、また銀行とも協働して、友の会の入会促進を図る
- (2) ウェブ活用等による情報発信を行うことで、財団や友の会の周知を図る

9. 地公体・文化団体・八十二グループとの連携強化と活動支援

- (1) 地域活力創造に繋がる文化的公益事業をより広く展開するため、地公体・文化施設・文化団体からの情報収集を強化し、事業推進面でも共催など連携を図る
- (2) 紹介・情報提供など八十二グループとの連携をはかり、グループ職員向けの職場外研修である「菁菁塾」や銀行営業店への「出張貨幣教室」などの実施で文化的公益事業の活動支援を行う
- (3) 八十二グループ内への情報提供（連携事業・催事など随時共有）

10. 公益財団法人としての堅確な管理体制と内部統制の整備・維持

- (1) 経営資源の有効活用をさらに徹底し、健全な財務運営と着実な公益事業の実施を図る
- (2) 公益財団法人に係る法令に基づくガバナンスの確保、組織運営の安定化を図る
- (3) 公益法人の会計原則に基づく会計ルールに沿い、正確な財務諸表・定期報告の作成に努める
- (4) 諸法令の改正等に的確に対応し、法令遵守体制を維持する
- (5) ハラスメントの防止等を徹底するため、「コンプライアンスプログラム」を策定して取り組む

以上